

警 察 署 協 議 会 会 議 録

|         |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|---------|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 名 称     |     | 大 阪 府 西 堺 警 察 署 協 議 会                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 開催日時    |     | 令和6年11月12日（火） 午前10時から<br>午前11時までの間                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 開催場所    |     | 大阪府西堺警察署 講堂                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 出席者     | 委 員 | 駒谷会長 井上副会長 上田（恵子）委員 桑田委員<br>小林委員 高槻委員 上田（光隆）委員 古澤委員                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|         | 警 察 | 署長 副署長 総務課長 会計課長 生活安全課長 交通課長<br>警備課長 犯罪抑止戦略官（刑事課長代理） 交通課長代理                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 議 事 概 要 |     | <p>1 署長挨拶及び運営状況</p> <p>(1) 挨拶・体制等説明</p> <p>皆様には平素から警察業務に関しまして、深い御理解と御支援を賜っておりますが、引き続き御支援のほど宜しくお願い致します。</p> <p>この間、秋の出来事として、当府警でも人事異動があり、西堺警察署においては、警部以下12名が異動しています。</p> <p>また、雑踏警備・祭礼警備・選挙の応援演説における要人警護等各種行事に関して、まさに署を挙げて対応し、恙なく完遂でき、これも皆様、地域住民の方々の御理解と御協力のお陰です。</p> <p>(2) 管内の治安情勢</p> <p>前回の協議会では、令和6年度の展望として</p> <p>① コンビニ作戦の展開</p> <p>② 石津西交差付近の交通問題、交通事故抑止</p> <p>③ 災害関連の対策</p> <p>の3点を挙げさせて貰っていました。</p> <p>ただ、この件に関しては、一朝一夕にいく問題でもありませんので、いずれも鋭意継続中で対応させていただいています。</p> <p>治安情勢（1月～9月）に関して、今年に入り、6月末までは刑法犯、交通事故のいずれも去年と比べマイナスで推移しておりました。</p> <p>しかし、8月に入ってから、刑法犯認知件数、及び物損事故、人身事故に関しても微増しております。</p> <p>原因として、刑法犯認知件数に関しては、7月頃からマンションや大型スーパー駐輪場等で、主に無施錠の自転車が盗まれる被害が多発</p> |

したことです。

交通事故件数に関しても、当署管内における「交通事故のキーワード」である【二輪車、自転車、高齢者】、特に「高齢者＋自転車」の事故が多いです。

災害関連対策ですが、南海トラフ地震は必ずやってくると言われています。

我々警察として、あらゆる機会を通じて、行政等への働きかけ、企業に対する防災の必要性、危機感の植え付け等を継続させていただいております。

先日も、堺市の津波防災訓練に参加させていただいておりますし、今月中旬以降にある築港新町での防災訓練にも参加し、話をさせていただける機会があれば、防災の必要性等を説明させていただこうと思っております。

### (3) 懸案事項

#### ア 「闇バイト」への対応

関東地方を中心とした犯罪実行者募集(いわゆる「闇バイト」案件)による極悪事件が多発し、社会問題とも言える状態になっています。

関西地方や西堺署管内においても発生の危険性が十分にあり、署員にも危機感を持つよう言っております。

関東地方で発生している事件の多くは、発生場所が郊外で、犯人は車を使用している、人目に付きにくい、大きい家、いわゆる資産家が狙われています。

このような状況は当署管内でもあるので、そういう着眼点を持って警戒や各種キャンペーン等で注意喚起をしています。

また、警察では「闇バイトに応募してしまった。指示役等の人物から脅迫されている。家族に危害が及ぶ危険性がある。」等の相談があった場合は、必要に応じた保護措置を実施するほか、二度と犯罪実行者募集情報に応募させないよう説得するとともに、指示役等の検挙に向けた捜査等を推進しております。

当署では、地域の安全を確保するため、あらゆる機会を通じて

- ・ 常に住民や警察の「目」が光っていることを犯罪者に知らしめること
- ・ 犯罪行為を目撃等した際は、迷わず110番通報すること

等が大切であるといった呼びかけを行っております。

もしも闇バイトに関する噂・情報を耳にした場合や不審に感じたことがあれば、躊躇することなく110番通報するよう宜しく願いすると共に、地域住民の方にも周知をお願い致します。

#### イ 自転車ヘルメットの着用状況

自転車ヘルメットの着用率は、大阪府は全国ワースト1位、府下では堺市西区は、大阪市西成区と並んでワースト9位、堺市内ではワースト1位、同乗者への着用は大阪市西成区と並んで唯一の「ゼロ」という極めて不名誉な結果です。

現時点死亡事故97件中約三分の一の方が自転車関連事故で尊い命を失われており、殆どの方がヘルメットを着用していない状況で

す。

この夏、府内でトラックと子供が運転する自転車が接触し、子供が転倒して頭を打ち、亡くなった事故が発生しています。

仮にヘルメットを着用していれば助かっていたかもしれない方もおられるので、このような現状を理解し、何とか地域住民の方に呼びかけていただき、この不名誉な結果を打破して行きたいと思っております。

#### (4) 少年犯罪の推移

当署での懸念事項であった少年問題ですが、当署でも一生懸命対策をしてきましたし、地域住民・関係機関の協力を得て、少年蟄集に関しては激減しております。

悪いことをする少年に対しては、徹底検挙・補導等をしておりますので、検挙人数等は増加しております。

ただ、この少年犯罪で危惧すべきことは、大麻等の薬物関連事件で、昨年、少年に関する大麻等の検挙人数は大阪が全国一位です。

#### (5) 終わりの言葉

年末に近づき、社会を震撼させている「闇バイトによる強盗・強盗殺人事件」等、我々は「被害者をつくらない」というのが大きな目的であり、不幸にも犯罪が発生すれば、速攻捜査により徹底的に悪人を捕まえるという基本に立ち返って、引き続き勤務を致します。

そして、目的達成のためには警察と住民の皆様とが相互に理解を深めることが極めて重要であることから、引き続きの御支援を賜りますよう、よろしくお願い致します。

## 2 改正道路交通法について

令和6年11月1日に施行された改正道路交通法についてですが、改正の内容は

- ・ 自転車のながらスマホ、酒気帯び運転の罰則強化
- ・ 原動機付自転車等の「運転」の明確化

です。

#### (1) 自転車のながらスマホ、酒気帯び運転の罰則強化

改正に至る背景として、自転車の携帯電話使用等に起因する交通事故が増加しており、また、自転車を酒気帯び状態で運転した時の死亡事故や重傷事故率が高い、ということがあります。

これらが起因する交通事故を抑止するため、自転車の携帯電話使用等及び酒気帯び運転の罰則規定が法整備されました。

具体的に改正された点は、

ア 携帯電話使用等

改正前

関係法令 道路交通法第71条第6号（公安委員会の遵守事項）、大阪府道路交通規則第13条第3号（運転者の遵守事項）

罰 則 5万円以下の罰金

改正後

関係法令 道路交通法第71条第5号の5

議 事 概 要

罰 則 【保持】

6 月以下の懲役又は10万円以下の罰金

【交通の危険を生じさせた場合】

1 年以下の懲役又は30万円以下の罰金

イ 酒気帯び運転

改正前

関係法令 道路交通法第65条第 1 項（酒気帯び運転等の禁止）

罰 則 【酒酔い】

5 年以下の懲役又は100万円以下の罰金

【酒気帯び】

罰則規定なし（軽車両は罰則の対象外）

改正後

関係法令 改正前と同じ

罰 則 【酒酔い】

改正前と同じ

【酒気帯び】

3 年以下の懲役又は50万円以下の罰金

です。

また、飲酒運転を助長する行為に関しても

- ・ 車両を提供する行為

3 年以下の懲役又は50万円以下の罰金

- ・ 酒類提供・同乗

2 年以下の懲役又は30万円以下の罰金

と法整備されております。

(2) 原動機付自転車等の「運転」の明確化

改正に至る背景として、ペダル付き原動機付自転車に関連する事故の増加、車両区分が不明確であり、ペダルのみを用いて走行させる行為が「原動機付自転車等」の運転に当たることが十分に理解されていませんでした。

※ ペダル付き原動機付き自転車（いわゆるモペット）は自転車ではなく一般原付等です。モーターを用いずペダルのみを用いて走行させる場合でも一般原付又は自動車としての交通ルールが適用されます。

このようなことから、【運転とは・・・】（道路交通法第 2 条第 17号）に関して

改正前 道路において車両等を本来の用い方に従って用いること

改正後 道路において車両等を本来の用い方に従って用いること  
（原動機に加えてペダルその他の人の力により走行させることができる装置を備えている自動車又は原動機付自転車にあっては当該装置を用いて走行させる場合も含む）

に改正され、条文に「ペダルを用いて走行させる行為が原動機付自転車等の運転に当たる」が追加され、原動機付き自転車等の「運転」が明確化されました。

### 3 特殊詐欺等の現状と対策

#### (1) 特殊詐欺の現状

令和6年9月末暫定値として

- ・ 認知件数 大阪府下 約2,000件（昨年比約マイナス90件）  
西堺署管内 32件（昨年比プラスマイナス0）
- ・ 被害額 大阪府下 約43億円（昨年比プラス約16億円）  
西堺署管内 約3,300万円（昨年比プラス900万円）
- ・ 被害者数 西堺署管内 32人（男性13人、女性19人）  
※ その内60歳以上が約78%
- ・ 手口 還付金詐欺 22件  
架空請求詐欺 7件  
その他の手口 3件

になります。

発生状況については、職員が不在の無人ATMでの被害が多数で、8月以降発生した特殊詐欺11件の内5件が休日に発生しています。

特に無人ATMへ誘導され被害に遭うケースが多いです。

#### (2) 被害防止対策

当署では、「ストップ！ATMでの携帯電話」運動を推進しており具体的にはATM周辺に「ATMでの還付金は、受け取れません。その電話は詐欺です!!」等と記載したポスターを目に付きやすい場所に貼付したり、警察官の等身大パネルも設置し、注意喚起を図っております。

また、金融機関及びコンビニと連携し、通報しながらのATM操作、高額出金、高額電子マネーの購入、宅配便での現金送付等があれば、直ぐに警察署に通報するような体制を図っています。

更に、65歳以上の高齢者が居住している家庭等一定の条件のもと、自宅固定電話への自動録音機の無料取付け、タイムリーな情報を届けるための安まちアプリ登録を推進しております。

また更に、アポ電が入電した際、地域周辺やATM周辺を中心にパトカーや捜査用車両のマイク広報による注意喚起、西区自治連合協議会を通じた広報啓発、西区自治推進課を通じた防犯速報の回覧依頼を実施しております。

これに加え、犯罪に加担しないための対策として、各種取扱いを通じて若者等への声掛けを実施しています。

#### (3) SNS型投資詐欺・ロマンス詐欺について

SNS等で有名人の写真・名前を使用し投資話を持ちかける手口の詐欺や、恋愛感情を逆手に「〇〇〇でお金が必要」等と言って、お金を騙し取る手口のロマンス詐欺も認知しており、この手の詐欺は被害額も非常に高額になっています。

当署でもこのような犯罪の抑止するべく広報活動等を実施していますが、地域住民の方にも呼びかけ等注意喚起するよう、よろしくお願い致します。

### 4 警察署協議会委員からの質問

【委員】

10月4～6日のだんじり祭に関して

- ・ 事故件数や大きな事故等があったか否か
- ・ また、事故が増えた減った原因、例えば事故の増減に関して、どのような対策をしたため事故が減った、増えたとしたら何が原因で増えたのか、今後の対策等

を教えていただきたい。

【警察】

(1) 事故件数等

事故件数に関しては、昨年が11件、今年は27件で増加しております。

これに関しては、昨年、地車が学習塾の看板に接触する事故を起こしたにもかかわらず、警察に届出しなかった事案があり、警察としても然るべく対応し事件化をしております。

このような事がありましたので、今年は関係者にも事件の説明や、些細なことでも届け出るよう説明を実施した結果、縁石に擦った、電柱に擦った等の小さな事故に関してもきっちり届出がなされたものだと思っております。

対策としては、あらゆる機会を通じて地車関係者に対して、事故が発生すれば必ず届け出すること、若い者まで浸透させること等と呼びかけて行こうと思っております。

事故に関しても、今年も少し間違っておれば大事故に繋がっていた可能性もあるので、その点も注意喚起して行こうと思っております。

(2) 苦情等

だんじり関係として、地域住民からの苦情に関しても説明させていただきます。

だんじり祭りの苦情については、開催期間中、当署の電話受付に約100件を超える多くの苦情の声として架電がありました。

例年多くの苦情の電話があり、警察の業務にも支障が生じるので、祭礼に関する苦情は主催者で対応してもらうことになり、2年前からは、「鳳地区」と「津久野地区」の苦情窓口を決めてもらい、その電話番号を教示することになったので、警察にとってはありがたい措置でした。

次に、当署に寄せられたお手紙による苦情です。

だんじりは、古くから親しまれた祭礼かと存じますが、実施者・参加者以外にとっては騒音と通行妨害といった迷惑行為でしかありません。

祭礼関係者はあたかも公認行事と言わんばかり、住人ならば当然受忍するものといった意識があるように見受けられます。

旧来、だんじり祭には地域住民全員が参加する祭礼であったと推察しますが、現在、他府県から移り住む者も増え、だんじり祭りに参加しない者も多くなり、祭礼中に自宅で仕事をする者、身体を休ませる者もあり、様々な配慮や妥協点等の改善が必要です。

祭礼中に警察署に苦情を入れても「祭りだから仕方が無い」という主旨の回答しかありませんが、私的行事を行うならグラウンド等の場所の確保するか、もしくは公共の道路を使用するのであれば、先に述

## 議 事 概 要

べたとおり地域住人に迷惑行為を行っているという事実を強く意識し次のとおりの改善の必要があります。

改善要望が記載されておりその抜粋項目です。

- ・ 金土日の3日間の開催を土日にする。試験曳きは短時間で実施し、掛け声は控える。
- ・ 朝7時から夜10時までを10時～20時とする
- ・ 山車の停止中は、大声の私語や奇声、楽器の演奏は一切禁止
- ・ 観客の自宅敷地内の侵入、出入口を塞ぐ立ち止まり行為、座り込み、飲酒、喫煙、ゴミの散乱。これら観客の管理、指導員の配置
- ・ だんじり祭りに際して、事前に住民に説明会をして欲しい

といった内容を切実に訴えられていました。

あくまで抜粋ですが、申出者側も「祭りを一切するな」という一方的な苦情ではなく、改善して欲しい内容を具体的に訴えており、さらに先程の意見と同様、警察の道路使用許可に対して否定的な意見も訴えられていました。

なお、この苦情については、祭礼関係者にお伝えしたところ、「自治会に入っていない方には説明できていないのが現状です。」「今後、掲示板を活用したり、各町会で開催されるあらゆる会で、だんじりに関する意見を吸い上げていきます」との言葉をいただいております。

以上が発表内容となりますが、私が感じたこととして、去年のこの協議会の場で、みなさんの声から「だんじりの青年団の活躍」の話を聞き、我々も地域振興に必要な行事である旨を認識しました。

ただ、苦情の申出者には、この地域振興の必要性や青年団の貢献度等の良い部分は見えていないのだろうと感じましたし、もっと青年団の活躍が目に見えればなあと思いました。

### 【委員】

電動キックボードですが、運転免許証が不要であったり、ヘルメットは努力義務とされていたり、歩道での走行が可能な場合もあります。

便利な反面、事故等危険性を感じます。

道路交通法の改正により、ルールが緩やかになったように感じますが、大丈夫でしょうか。

### 【警察】

電動キックボードの速度は20kmまでしか出ない乗り物になっておりまた、歩道を走行する場合は6km以下で緑色ランプを点滅させて走行するよう定められています。

速度的には自転車と同程度で、原動機付き自転車ほど速度は出ないこと等を踏まえて、ルールが定められています。

ですので、自転車のヘルメットの着用に関して努力義務になっていることから、電動キックボードも努力義務になっております。

ただ、先ほど自転車のヘルメット着用状況に関して、署長から説明がありましたが、ヘルメットを着用することで守られる命が必ずありますので、努力義務だからといって着用しない、ということは無いよ

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議 事 概 要 | <p>うにお願いします。</p> <p>【委員】</p> <p>浜寺元町交番には、警察官が在中している姿をあまり見かけたことがない、と言う方がいました。</p> <p>【警察】</p> <p>地域課員の勤務に関して説明させていただきます。</p> <p>当署管内には交番が7つあり、各交番に配置し勤務していますが、勤務員が体調不良や家族の行事があるため、欠員が出ることがあります。</p> <p>ただ、その場合でも、交番の配置に関しては最優先して人員を確保しているので、欠配交番、つまり勤務員がその日一日配置につかない交番は現状ございません。</p> <p>その中で、鳳交番、浜寺元町交番については、日中は住民の方の届出に対応するために、退職された警察OBが交番相談員として配置されております。</p> <p>地域住民の方が「交番に警察官がいない」と思われることがありますが、これについては、地域警察官の活動重点が交番所外に置いているからです。</p> <p>地域警察官は休憩等の際は交番に在所していますが、勤務時間の8割くらいは所外活動に割り当てられており、それは警ら、巡回連絡といった活動で、交番で事務をする時間というのは極めて限られております。</p> <p>交番に人がいることによって地域住民の方に安心感を与えるのか、それとも、交番に警察官が集まっているから、その近辺に警察官がいない、というのを悪い奴に思わせるか、どちらか天秤に掛けて、やはり、我々地域警察官は犯罪の未然防止であったり、生命・身体・財産の保護の観点から、所外活動に重点を置かせていただいています。</p> <p>ですので、日中、夜間、交番に警察官がいないのはそのためで、逆に言いますと、交番に人がいないと思って貰えるのは警察官が適正に勤務しているという事になりますが、ただ、住民の方が不安に思っているのは理解できます。</p> <p>そのため、住民の方の不安解消のため、交番で事務若しくは立番をする時間が割り当てられており、これは、より府民の方々の目に止まるような時間帯を選んで行っております。</p> <p>例えば、通勤通学の時間帯等をあえて選んで効果的に皆様の目に止まるような形で行っております。</p> |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|